

	名称	代表取締役	住所	許可番号	許可の年月日	許可の有効期限	許可の区分	事業の範囲	処分の内容	処分年月日	処分の理由
1	株式会社 日本環境サービス	中島利平	東京都調布市 深大寺北町6-60-16	1900008142	平成11年9月20日	平成16年9月19日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、 動植物性残渣、金属くず、ガラスくず及び陶 磁器くず、がれき類(以上 特別管理産業 廃棄物であるものを除く。)	取消	平成15年1月8日	株式会社日本環境サービス代表取締役中島利平は、平成13年9月11日に立川簡易 裁判所において、刑法第208条による暴行罪の刑が確定した。このことにより、法第14 条第3項第2号で規定する第7条第3項第4号人に該当するに至ったため。
2	有限会社 マービー・インダストリー	海野正宏	神奈川県横浜市弥生町 3丁目1番21-301号	1900059154	平成11年4月20日	平成16年4月19日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず 及び陶磁器くず、がれき類(以上 特別管理産 業廃棄物であるものを除く。)	取消	平成15年2月4日	同社は、平成15年1月28日、横浜市長から産業廃棄物収集運搬業の許可取消を受けた。 このことにより、法第14条第3項第2号で規定する第7条第3項第4号人に該当する に至ったため。
3	伊藤建材株式会社	伊藤 永夫	山梨県西八代郡三珠町 大塚3848	1904057792	平成10年12月11日	平成15年12月10日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器く ず、がれき類(以上 特別管理産業廃棄物で あるものを除く。)	取消	平成15年11月28日	伊藤建材(株)は平成15年4月7日から同月10日までの間、143回にわたり、産業廃棄物 であるがれき類(コンクリート片)572立方メートルを須玉町大蔵の(有)佐田牧場社長 佐田和彦と共謀のうえ、北巨摩郡須玉町大生田1423番地外1筆において、みだりに 不法投棄し、もって法第16条に違反したため。
4	中込 正治	中込 正治	山梨県甲府市 酒折2-2-14	1901099576	平成14年10月17日	平成19年10月16日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く ず、金属くず、ガラスくず、コンクリートく ず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず、がれ き類(以上特別管理産業廃棄物であるもの を除く。)	取消	平成15年11月28日	中込正治は産業廃棄物処分業の許可がないにもかかわらず、平成15年2月下旬頃、甲 府市内の廃棄物処理業者から産業廃棄物であるガラスくず等32立方メートルの処分を受 託し、もって法第14条第3項に違反したこと、また、同法違反で平成15年10月28日に罰 金50万円の刑が確定し、もって法に規定する欠格事項に該当すること。
5	横田商運株式会社	横田 春一	東京都墨田区 八広1-32-7-30A	1950054833	平成12年7月19日	平成17年7月18日	特別管理産業廃棄物 収集運搬業 (積替保管を除く。)	廃酸(水素イオン濃度指数が2.0以下のもの)	取消	平成15年12月18日	横田商運(株)は平成15年10月10日千葉県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可取消 を受けた。このことにより同社は法第14条の6で準用する法第14条の3の2第1項第1 号に該当するに至ったため。
6	株式会社理研	小俣 和一	山梨県東八代郡石和町 上平井876番地1	1922003592 1912003592 1963003592	平成14年3月23日	平成19年3月22日	産業廃棄物処理施設 産業廃棄物処分業 産業廃棄物収集運搬業 (積替保管含む。) 特別管理産業廃棄物 収集運搬業 (積替保管を除く。)	<b>処分</b> 廃油、汚泥、廃アルカリ、木くず、金属 くず、ガラスくず及び陶磁器くず(がれき類を 除く。)、がれき類 <b>収集</b> 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカ リ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維 くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートく ず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず、がれ き類(以上特別管理産業廃棄物であるもの を除く。) <b>特収集</b> 廃油、汚泥、廃アルカリ、感染性廃 棄物、有害廃油、有害廃酸、有害廃アルカリ	取消	平成16年2月17日	(株)理研(代表取締役小俣和一)は、産業廃棄物処分業の許可のない者に、産業廃棄物 である木くず等の焼却処分を委託したことから、法違反(委託基準違反)により平成16 年1月14日に罰金50万円の刑が確定し、もって法第14条第5項第2号において準用す る法第7条第5項第4号人に規定する欠格要件に該当するに至ったため。
7	有限会社工藤解体	工藤 清則	山梨県北巨摩郡双葉町 下今井1292番地25	1906038340	平成14年10月17日	平成19年10月16日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属く ず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類 を除く。)、及び陶磁器くず、がれき類(以上 特別管理産業廃棄物であるものを除く。)	取消	平成16年2月17日	(株)工藤解体(代表取締役工藤清則)は、産業廃棄物処分業の許可のない者に、産業廃 棄物である木くず等の焼却処分を委託したことから、法違反(委託基準違反)により平成1 6年1月14日に罰金50万円の刑が確定し、もって法第14条第5項第2号において準用す る法第7条第5項第4号人に規定する欠格要件に該当するに至ったため。
8	清水 隆志		北巨摩郡明野村 浅尾2466番地	1904082480	平成14年1月30日	平成19年1月29日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く ず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンク リートくず(がれき類を除く。)、及び陶磁器く ず、がれき類(以上特別管理産業廃棄物で あるものを除く。)	取消	平成16年3月31日	清水隆志は、平成13年8月30日頃から平成14年11月12日までの間、前後192回に わたり、山梨県知事の許可を受けずに解体業者等の事業活動(家屋解体工事等)に 伴って排出された産業廃棄物である木くず等約1,795m <sup>3</sup> の処分委託を受け、北巨摩郡 明野村浅尾5295-3102の明野建材敷地内に設置した焼却施設で焼却し、もって法第 14条第6項に違反したため。
9	株式会社 フジ・プランナー	平澤 重昭	東京都あきる野市 下代継125番地17	1900005937	平成12年6月7日	平成17年6月6日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	汚泥、動植物性残渣	取消	平成16年12月3日	平成16年11月5日付けで、東京都知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分 を受けたことにより、法第14条の3の2第1項第1号に基づく法第14条第5項第2号で 規定する法第7条第5項第4号人に該当するに至ったため。
10	宮川興業株式会社	宮川 辰夫	愛知県安城市 里町高根4番地85	1900006791	平成14年9月17日	平成19年9月16日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く ず、金属くず、ガラスくず、コンクリートく ず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず、がれ き類(以上特別管理産業廃棄物であるもの を除く。)	取消	平成17年2月8日	平成17年1月5日付けで、豊田市長から産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業 の許可の取消処分を受けたことにより、法第14条の3の2第1項第1号に基づく法第14 条第5項第2号で規定する法第7条第5項第4号人に該当するに至ったため。
11	有限会社上澤商店	上澤 秀喜	静岡県富士宮市 粟倉南町15番地の1	1900001149	平成9年10月6日 (更新許可日: 平成14年10月6日)	平成19年10月5日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く ず、金属くず、ガラスくず、コンクリートく ず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず、がれ き類(以上特別管理産業廃棄物であるもの を除く。)	取消	平成17年12月19日	平成17年12月9日付けで静岡県知事から産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分 業の許可の取消処分を受けたことにより、法第14条の3の2第1項第1号に該当するに 至ったため。
12	有限会社三森興産	三森 東亜	神奈川県横浜市鶴見区 駒岡一丁目29番45号	1900082097	平成14年12月4日	平成19年12月3日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く ず、金属くず、ガラスくず、コンクリートく ず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず、がれ き類(以上特別管理産業廃棄物であるもの を除く。)	取消	平成18年2月15日	平成17年6月14日付けで神奈川県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分 を受けたことにより、法第14条の3の2第1項第1号に該当するに至ったため。
13	有限会社 エス・シーサービス	高橋 りか	静岡県富士宮市 山宮1000番地の3	1900069999	平成15年10月20日	平成20年10月19日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊 維くず、動植物性残渣、金属くず、ガラスく ず、コンクリートくず(がれき類を除く。)、及び 陶磁器くず、がれき類(以上特別管理産業 廃棄物であるものを除く。)	取消	平成18年8月21日	平成18年4月6日付けで静岡県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を 受けたことにより、法第14条の3の2第1項第1号に該当するに至ったため。
14	有限会社 峡西環境センター	樋口 ちづ子	山梨県南アルプス市 秋山671番地3	1901038345 1951038345	平成18年3月22日 平成18年9月28日	平成23年3月21日 平成23年9月27日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。) 特別管理産業廃棄物収 集運搬業 (積替保管を除く。)	<b>収集</b> 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ スチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物 性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び コンクリートくず(がれき類を除く。)、及び陶磁 器くず、がれき類 <b>特収集</b> 廃油、感染性廃棄物	取消	平成19年3月12日	同社取締役が甲府地方裁判所より禁固刑以上の刑を受け、この刑が確定した。このこ とにより、法第14条第5項第2号で規定する第7条第5項第4号口に該当するに至った。 このため、同社は法第14条第5項第2号に該当し、法第14条の3の2第1項第1号に該 当するに至ったため。
15	有限会社オグラエコ	倉持 正子	山梨県韮崎市中島 二丁目8番地69号	1904114668	平成16年11月5日	平成21年11月4日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く ず、金属くず、ガラスくず及びコンクリート くず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず、が れき類	取消	平成19年3月28日	平成19年2月20日に同社取締役就任した者は、甲府簡易裁判所から廃棄物処理法 違反により罰金刑を受け、平成16年1月14日に刑が確定していることから、法第7条第5 項第4号八に該当し、法第14条第5項第2号イに該当するに至った。このため、同社は 法第14条第5項第2号ニに該当し、法第14条の3の2第1項に該当するに至ったため。
16	大石 富雄	大石 富雄	山梨県甲府市上今井町 2431番地	1901099577	平成14年10月17日	平成19年10月16日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く ず、金属くず、ガラスくず及びコンクリートく ず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず、がれ き類	不許可 取消	平成19年10月18日	大石富雄は甲府地方裁判所より禁固以上の刑を受け、この刑が確定した。これにより法 第7条第5項第4号口に該当するに至った。このため、法第14条第5項第2号イに該当す るに至り、法第14条の3の2第1項に該当するに至ったため。

名称	代表取締役	住所	許可番号	許可の年月日	許可の有効期限	許可の区分	事業の範囲	処分の内容	処分年月日	処分の理由
17 北富士バイオ株式会社	遠藤 ゆり	山梨県南都留郡忍野村内野3984番地	1926115239	平成16年12月3日	平成21年12月2日	産業廃棄物処分業	破砕(木くず) 堆肥化(木くず、動植物性残渣)	取消	平成19年12月25日	同社は、法第16条に違反(不法投棄)するとともに、法第14条の2に違反(無許可事業範囲変更)したため。
18 株式会社マルエ	渡邊 武	静岡県駿東郡小山町一色103番地の1	1900002181	平成16年9月3日	平成21年9月2日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	汚泥、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず、がれき類	取消	平成20年1月18日	同社役員が法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号二において準用する法第7条第5項第4号二に該当するに至ったため。
19 株式会社ミヤキ	宮木 正浩	石川県金沢市京町3番47号	1900038994	平成16年3月9日	平成21年3月8日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	汚泥(含水率85%以下のものに限る)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず、がれき類	取消	平成20年2月15日	平成19年12月27日付けで、金沢市長から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号イに基づく法第14条の3の2第1項第1号に該当するに至ったため。
20 株式会社成邦	菅野 泰明	熊本県菊池市出田2121番地176	01950134662	平成20年1月16日	平成25年1月15日	特別管理産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	特定有害産業廃棄物 廃石綿等	取消	平成20年8月20日	平成20年6月24日付けで、熊本県知事から(特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで適用される法第7条第5項第4号二に該当するに至ったため。
21 株式会社ソソダ	細田 政一	神奈川県相模原市大島1002番地	1900075903	平成16年2月5日	平成21年2月4日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず	取消	平成20年8月20日	平成20年4月18日付けで、川崎市長から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで適用される法第7条第5項第4号二に該当するに至ったため。
22 株式会社永川組	永川 武夫	神奈川県横浜市鶴見区大黒町4番1号	1900005605	平成16年7月7日	平成21年7月6日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず、がれき類	取消	平成20年8月20日	平成20年7月4日付けで、横浜市長から(特別管理)産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の取消処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで適用される法第7条第5項第4号二に該当するに至ったため。
23 株式会社丸利根アベックス	門田 康一	東京都三鷹市深大寺二丁目40番3号	1900020665	平成16年8月19日	平成21年8月18日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず、がれき類	取消	平成20年8月20日	平成20年6月30日付けで、東京都知事から(特別管理)産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可の取消処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで適用される法第7条第5項第4号二に該当するに至ったため。
24 矢澤 芳男	矢澤 芳男	埼玉県川越市神明町7番地5	1900021024	平成17年4月14日	平成22年4月13日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管を除く。)	汚泥、廃油	取消	平成21年3月30日	平成21年1月19日付けで、埼玉県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号イで適用される法第7条第5項第4号二に該当するに至ったため。
25 株式会社松田衛生	岩下隆行	山梨県山梨市下井尻380番地	01912001454	平成4年12月28日	平成24年12月27日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管有り。)	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、動植物性残渣、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く。)、及び陶磁器くず、がれき類	停止	平成21年3月30日	当該事業者は、平成21年1月14日から同22日までの間、山梨県山梨市下井尻380番地外の自社事業場において、山梨県甲州市下岩崎地内にある食品製造業者から収集された産業廃棄物である動植物性残渣を積み替え又は保管し、もって法第14条の2に違反したため。 産業廃棄物収集運搬業に係る業務全部の15日間の停止命令 (平成21年3月31日から平成21年4月14日まで)
26 有限会社鈴木興業	鈴木義行	山梨県富士吉田市上吉田6416番地	1916114684	平成16年11月15日	平成21年11月14日	産業廃棄物収集運搬業 (積替保管有り。)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(がれき類を除く)及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類	取消	平成21年3月30日	有限会社鈴木興業の役員が、法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号二において準用する法第7条第5項第4号ロに該当するに至ったため。